

第43回 地方分権改革有識者会議
第118回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和2年11月16日（月）10：00～11：35

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、大橋洋一構成員、勢一智子構成員
（勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕坂本哲志内閣府特命担当大臣、吉川赳内閣府大臣政務官、山崎重孝内閣府事務次官、別府充彦内閣府審議官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について
 - （2）計画の策定等に関する条項の整理について
-

（神野座長） それでは、予定の時間でございますので、ただいまから第43回「地方分権改革有識者会議」と第118回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催したいと存じます。

本日は、大変御多用のところを、坂本内閣府特命担当大臣に御臨席を頂戴いたしております。

また、吉川内閣府大臣政務官は、後ほど御出席いただける予定になっております。

また、坂本大臣から御挨拶を頂戴いたしますが、その際、カメラの入室がございますので、この点も御承知おきいただければと存じます。

また、有識者会議の小早川議員、提案募集検討専門部会の伊藤構成員、野村構成員、磯部構成員、山本構成員は、本日所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

それでは、カメラの方は御入室いただければと思います。

（カメラ入室）

（神野座長） それでは、冒頭に申し上げましたように、ただいまから、坂本大臣からお言葉を頂戴いたしますので、よろしくお願いいたします。

（坂本内閣府特命担当大臣） 皆さん、おはようございます。

このたび、菅内閣発足に伴いまして、地方分権改革を含みます内閣府特命担当大臣を仰せつかりました、坂本哲志でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

各議員、構成員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に厳しい状況を迎える中で、提案募集方式に基づきます地方からの提案の実現に向けて御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

特に提案募集検討専門部会の構成員の皆様におかれましては、前回9月2日の合同会

議以降も関係府省からの2度目のヒアリングを行い、熱心な検討をしていただいたところであり、心より敬意を表したいと思っております。その結果、現在、精査中ではございますけれども、地方からの提案のうち、昨年と同程度の9割について実現するなど、対応できる見込みでございます。

本年の対応方針案におきましても、提案募集方式ならではの成果が上がっています。

すなわち、地方の喫緊の課題となっております重要施策について、地方の取組を加速化することや行政のデジタル化を進めることによりまして、地方公共団体の事務処理の効率化のみならず、住民サービスの向上につながることを期待できると考えております。

本日の皆様方の御議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議におきまして対応方針を決定したいと思っております。

それでは、本日もどうかよろしくお願い申し上げます。

神野先生もお世話になります。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、大変恐縮でございますが、カメラの方々にはこれにて御退出いただければと思います。御協力を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

(神野座長) では、議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(加藤参事官) それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

一番上に議事次第、配付資料リスト、座席表、名簿等がございます。これは一連のものでございます。

会議の資料でございますが、資料1から資料7まででございます。

資料1につきましては、1枚物の表裏でございます。今年の提案募集の進行経過になります。

資料2が、今年度の提案に対する対応方針の資料になります。

資料2-1は、対応方針案の概要で3枚物でございます。

資料2-2が、対応方針の本体で、今は案の段階で「調整中」とついているものがございますが、縦置きで66ページのものでちょっと厚くなっております。

資料3でございます。今年の提案募集に係る成果の主なものをまとめたものがございます。こちらは9ページのものを用意させていただいております。

資料4でございますが「『重点募集テーマ』に係る対応について」という1枚物。

資料5でございますが、これまでの対応方針のフォローアップの状況ということで、30数ページのものを用意させていただいております。

資料6でございます。「計画の策定等に関する条項の整理について」という資料でございます。表裏の2ページのものを用意させていただいております。

最後に、資料7ということで、平井議員からの提出資料になります。1から4まで枝

番がついておりますけれども、関連の資料ということでございます。

よろしくお願いたしますが、乱丁、落丁等がございましたら、お申し出いただければと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

御確認いただければと思いますが、特に過不足はございませんでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日は議事次第にございますように、1として設定しております「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(案)等について」を主要な議題といたしまして、そのほかに第2番目の議題として「計画の策定等に関する条項の整理について」を準備いたしております。

では、最初の議題でございます。今年の地方からの提案等に関する対応方針について御審議いただければと思いますが、まず、提案募集専門部会の部会長として御尽力いただきました高橋部会長から提案募集検討専門部会での審議報告を頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

(高橋部会長) それでは、本年の提案募集検討専門部会における検討状況につきまして、簡潔に御報告させていただきます。資料1の2枚のものを御覧ください。

まず、8月上旬の関係府省からの第1次ヒアリングでは、4日間にわたりまして重点事項40項目についてヒアリングを行いました。この段階では対応が困難とされている回答が一定程度見られたところでございますが、ヒアリングでの議論を経まして、論点を明確化し、その後の検討を加速させました。

また、8月27日には、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングを実施いたしました。本年の提案に関する地方における支障事例や実現に向けた積極的な検討を求める御意見等が示されたところでございます。

前回の有識者会議後、10月に行った関係府省の第2次ヒアリングでは、5日間にわたり38項目についてヒアリングを行いました。第1次ヒアリングよりもさらに深掘りしました議論を行いまして、本日の対応方針の取りまとめに向けて、提案に関する関係府省の対応について確認をいたしました。

これらのヒアリングに向けた論点整理等も含めまして、合計で約53時間に及ぶ検討を行ったところでございます。医療福祉や農林水産業関係をはじめ、多くの重要な課題について真剣かつ有意義な議論を行うことができました。また、重点募集テーマにもなっていたところでございますが、行政のデジタル化を通じた円滑なサービス提供についても多くの議論を行いました。

その結果、後ほど事務局から御説明があるとおりの、本年の提案募集の取組におきましても、多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができ、地方の現場で困っている人について解決が図られる見込みでございます。

政府におかれましては、現在なお調整中の案件も含めまして、年内の閣議決定に向けて、最終的な詰めをよろしくお願したいと思っております。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、御臨席いただきました坂本大臣は、御公務のため、ここで御退席なされます。どうも本当にありがとうございました。

(坂本内閣府特命担当大臣) どうもよろしくお願いします。

先生、皆さん、どうもありがとうございます。事務方もどうもありがとうございます。

(坂本内閣府特命担当大臣、退室)

(神野座長) それでは、引き続いてでございますが、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針案等につきまして、冒頭に事務局から御説明がありました資料2から資料5までの御説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(加藤参事官) それでは、説明申し上げます。

資料2でございます。

資料2-1は、地方からの提案に対する対応方針の案の概要でございます。1枚目が全体の構成でございます。

「1. 基本的考え方」でございますが、平成26年からの提案募集方式の導入によりまして、事務・権限の移譲、義務づけ・枠づけの見直し等を推進ということでございます。

「2. 一括法案の提出等」で措置内容を書いてございます。

1つ目でございますが、法律改正事項については、一括法案等を令和3年通常国会に提出することを基本ということでございます。

2つ目は、現行規定で対応可能な提案については、通知等によりはっきりさせるということでございます。

3点目は、引き続き検討を進めるものにつきましては、適切にフォローアップを行い、逐次この会議に報告するということでございます。

4つ目でございますが、今年度新しく設けた事項でございます。各府省等が所管する行政手続のうち、地方公共団体が国またはほかの地方公共団体に対して行うものにつきまして、書面・押印・対面に係る見直しを速やかに実施ということございまして、現在、国・行政と民間との間の行政手続につきまして、こうした見直しが進められているということございまして、国・地方間の行政手続につきましても同様の見直しを進めるということで、こうした方針を決定したいということでございます。

「3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援」ということございまして、移譲に伴って財源あるいは人的な支援等で必要なものを確実に講じるという趣旨を記載させていただいております。

「4. 対応状況」でございます。いただいた提案について数値的に整理したものでございます。170件につきまして、私どもと関係府省との間で調整ということでございます。

左側でございますが、そのうち「提案の趣旨を踏まえ対応」で、実現、一部実現、検

討ということも踏まえまして、何らかの形で対応するものが142件という整理になっております。また「現行規定で対応可能」は15件という整理でございます。

通しの4ページでございますが、これまでの各年の提案に関する対応状況を掲載したものでございます。

5ページでございますが「令和2年の主な案件」ということで、成果が得られた主なものにつきまして記載させていただいております。4分類、全体で22項目というところでございます。これは後ほど資料3でさらに丁寧に説明させていただきます。

資料2-2が、閣議決定に向けての対応方針案の全体像になります。調整中の部分もでございますが、現在こちらで調整を進めているものでございます。先ほど申し上げました構成、また、2ページ以降で項目ごとに各府省、または法律ごとに参照しやすいように分けて、措置内容につきまして、それぞれ詳しく記載させていただいております。

大部に及びますので、内容につきましては、資料3以降で説明させていただければと存じます。

資料3でございます。主な成果等ということで、先ほどの22項目につきまして記載させていただいております。左に項目名、提案団体がございまして、右側に実現内容、効果等ということで整理させていただいております。

最初のページでございます。

1番は、国民健康保険の職権資格喪失に係る手続の見直しでございます。令和3年3月から運用を開始いたしますオンライン資格確認の導入に伴いまして、資格情報が一元的に管理されるということで、他の医療保険と重複加入になっている場合、市町村が被保険者の情報の提供を得られる仕組みが構築されます。これを活用いたしまして、事務の効率化を図っていくという趣旨のことを記載させていただいております。これは通知による対応ということでございます。

また、オンライン資格確認の運用状況を踏まえまして、資格重複情報によりまして喪失処理手続を進めていくということにつきまして検討いたしまして、令和3年中に結論を得るということにしております。

2番でございます。「国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化」につきましては、令和2年度中に省令を改正いたしまして、市区町村の判断により手続を簡素化する仕組みを導入するということにしております。

3番は「乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における医師の立会いを不要とする見直し」でございます。このエックス線検査につきまして、医師の立会いを不要とする方向で検討するというところでございまして、令和2年度中に結論を得て、必要な措置ということでございます。

2ページ、通しの73ページでございます。同じく「医療・福祉・子育て」の4番でございます。訪問看護ステーションの看護師等の人員基準の見直しでございます。

「従うべき基準」の見直しでございますが、社会保障審議会の意見を聞いた上で検討

するということで、令和4年度中に結論を得るということにしております。

また、当面の措置といたしまして、指定サービスの確保が著しく困難な地域等におけます特例居宅介護サービス費の仕組みにつきまして、より制度を活用しやすくするための措置を検討するということでございまして、令和2年度中に結論を得て、必要な措置を講ずるということでございます。

5番の指定難病等の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務の見直しにつきましては、高額療養費制度の所得区分を確認した上で受給者証の券面に記載するというところでございます。オンライン資格確認の導入状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、この記載の廃止、マイナンバー制度における情報連携の活用による事務の簡素化について検討いたしまして、令和3年夏までに結論を得る。その結果、必要な措置を講ずるということにしております。

6番でございます。「障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し」でございます。

2点に分かれておりまして、上の方でございますが、有料道路の関係につきましては、更新申請手続における提出書類の簡素化を検討し、令和3年夏までに結論を得て、必要な措置を講ずるということにしております。

2つ目ですが、ICTの活用による手続の効率化につきましては、デジタル化の状況を踏まえつつ検討ということでございまして、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしております。

下の方はNHK受信料関係でございます。NHKに対して郵送により申請することを令和3年度から可能とするということでございまして、ICTの活用による手続の効率化につきましても検討するということでございます。

下の方でございますが、免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担の軽減につきましては、令和3年夏までに結論を得て、必要な措置を講ずるということにしております。

通しの74ページでございます。

7番でございます。幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の取扱いにつきましては、こども園への移行、あるいは施設の老朽化に伴う園舎の建て替え等を行う場合には、一時的に園庭面積基準を満たさないこともやむを得ないものとして許容する、その趣旨を明確化するということでございまして、こども園の移行等を促進するという整理にしております。こちらは通知改正になります。

8番でございます。幼児教育・保育の無償化に係る給付の月割りを可能とする見直しでございます。

施設等利用給付につきまして、保護者が月の途中で幼稚園を転園せずにほかの市区町村へ転居した場合の扱いでございますが、関係市町村間の調整によりまして月割りによる給付を可能とする。また、給付認定の空白期間を生じさせないための留意事項を周知するというところで対応したいと考えております。これも通知改正でございます。

通しの75ページで、項目の2つ目になります。「農林水産業・まちづくり」でございます。ここでは5項目ほど挙げてございます。

1番は「豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し」でございます。

豚に対する予防的ワクチン接種につきまして、都道府県職員である家畜防疫員が実施するというのが現在の仕組みでございますが、これに加えて、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす民間獣医師による実施を可能とするということで、接種体制の整備に資するものでございます。こちらは農林水産省の指針を改正して措置する予定でございます。

2番の「農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し」につきましては、農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるように緩和するというものでございまして、政令を改正して措置の弾力化をしたいというものでございます。

3番目の沿岸漁業改善資金の制度の見直しにつきまして、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とする。また、転貸による貸付けにつきまして、債務に漁業信用基金協会による機関保証を可能とするということでございまして、これによりまして、同資金の利用促進を図れないかということでございます。こちらにつきましては、法律改正を見込んでおります。

通しの76ページの4番の「史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化」でございます。

文化財保護法に基づきまして、現状変更の許可等を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為につきましては、許可を得た行為だということもございまして、収益の用途にかかわらず、補助金の交付の目的に反した使用には当たらないということを地方公共団体に周知するというものでございます。

また、このほかのことにつきましても、史跡、土地の活用等につきまして、必要となる参考事例につきまして質疑応答を作成し、通知するというものでございます。通知の対応でございます。

5番の「不動産等の保有予定にかかわらず地縁団体の認可を可能とする見直し」につきましては、地縁団体の活動実態に合わせて認可の目的を見直しまして、不動産保有の有無にかかわらず認可を認める方向に直していくということでございまして、法律改正を予定しております。

通しの77ページで、大きな3番の国・地方の役割分担に基づく整理になります。

1番の液化石油ガスの法律に基づく事務・権限の指定都市への移譲は昨年からのフォローアップ案件でございます。こちらにつきましては、地方公共団体の意見を踏まえつつ、指定都市への移譲について検討するというもので、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるという形にしております。

2番は、宅地建物取引業の免許等に係る都道府県経由事務でございます。宅建業並び

に積立式宅地建物販売業の大臣に対する免許申請につきまして、都道府県の経由事務を廃止する整理をいたしております。法律改正の予定でございます。

3番でございます。不動産鑑定業の登録等に係る、同じく都道府県経由事務の廃止でございます。こちらにつきましても、同様に都道府県経由事務を廃止するということでございますし、併せて大臣の登録を受けた事業者に対する都道府県における登録簿の供覧を廃止することとしております。こちらにつきましても法律改正の見込みでございます。

78ページでございます。

4番は「一級建築士の免許等に係る都道府県経由事務の廃止等」でございます。一級建築士の免許等に係る書類の提出、届出、交付等につきましても、都道府県経由ということになっておりましたが、こちらを廃止するということでございます。

「その際」ということで、ここに書いてございますような住所の届出、死亡等の届出などにつきましては、運用によりまして中央指定登録機関が設置する免許申請の窓口一本化するということで、申請者の利便性向上に資する措置も行うこととしております。こちらも法律改正の見込みでございます。

5番は「法律等に基づく計画策定に係る事務の運用改善」でございます。8本ほどでございますが、各種計画について提案がございました。

右側が対応でございますが、地方公共団体が策定する計画につきまして、関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体が計画の期間や変更時期を判断することは可能であるとした趣旨を明確化することによりまして、事務の柔軟な実施を図ろうということでございます。通知による改正を予定しております。

また、後段でございますが、このうち「子供・若者育成支援推進大綱」の改定時期につきましては、関連の深い大綱等の改定時期に合わせる方向で検討していただきたいということございまして、令和5年度中に結論を得ることとしております。

通しの79ページをお開き願います。「デジタル化等による行政の効率化・利便性の向上」でございます。こちらは4点ほど載せております。

1番でございますが「社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化」でございます。交付金の申請等につきまして、公印の省略並びに事務手続がシステムの中で完結するよにということ、システムの改修等を行うことによりまして、円滑な事務処理を図ろうというものでございます。通知等による対応の見込みでございます。

2番は「高等学校等就学支援金の支給事務におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大」でございます。収入の状況ということでございますが、申請者の受給資格が確認できますよう、マイナンバー制度による情報連携の対象に、生活保護の関係情報の追加を措置するというものでまとまりました。これにつきましては、関連の法律改正を見込んでおります。

3番は「郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の拡大」でございまして、法律に基づくこちらの事務でございますが、この幅を拡大するということで、転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について認めていくということで、利便性の確保、行政運営の合理化に資しようとするものでございます。法律改正を見込んでおります。通しの80ページでございます。

4番の項目の「地方公共団体の歳入全般についてコンビニ収納を可能とする見直し」でございます。

地方公共団体の判断により、公金の徴収・収納の事務を私人に委託することを可能とすることにつきまして、地方公共団体の財務制度全般の見直しの中で検討するということとございまして、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしております。

また、一定の時間を要するというのもございますので、具体的な負担金、分担金等につきまして、さらに委託対象となる歳入として追加すべきものはないかという点につきましては、精査した上で、可能とする方向で検討ということで、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置をとるという整理にしております。

以上が資料3でございます。

続きまして、資料4をお手元にお取りいただければと思います。「『重点募集テーマ』に係る対応について」でございます。

今年は提案募集に当たりまして、重点募集テーマを設定いたしました。補助金・デジタル化関係のそうした手続につきまして、整理なり改善を図るものがないかということでの募集でございました。左側に「補助金関係」、右側に「デジタル化関係」ということとございまして、様々な提案をいただきまして、それにつきまして整理したものを記載させていただいております。

補助要件の改善、早期の交付決定、書類の削減・簡素化が左側でございます。また、右の「デジタル化関係」につきましては、書面、公印等の押印を要しないこととしたもの、申請をオンラインでできるようにしたものでございまして、具体的な内容につきましても挙げさせていただいております。

資料5でございます。過去の対応方針に係るフォローアップの状況でございます。

令和元年までの対応方針におきまして、結論を昨年ないしは昨年度中に得る、また、今年度中に得るとされているものを中心に42項目ほど記載させていただいております。

これまでフォローアップしてきたものをそれぞれ記載させていただいておりますが、42項目につきまして、先ほど申し上げました沿岸漁業の資金等の改善といったものが中心でございますが、このうち前向きな結論が得られたものが8件。また、結論が得られていませんが、具体的な検討の場とか、検討期限等も改めて今回記載させていただくものが7件ということになっております。

また、一部でございますが、関係の整理、検討関係の審議会等の議論を踏まえまして、

実現に至らなかったものもございます。

そのほか、全体につきまして、現在の検討状況を整理して記載させていただいております。

恐縮ですが、個別の説明につきましては割愛させていただきます。

以上でございます。大部でございますが、よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま提案募集検討専門部会長の高橋部会長、加藤参事官から、資料に基づいて今年に対応方針等をめぐる資料の御説明をいただきながら、対応方針に関わる御説明を頂戴したわけでございますが、議員及び構成員の皆様方から御質問や御意見を頂戴したいと思っております。どなたからでも結構でございますので、御発言いただければと思います。

いかがでございましょうか。

御遠慮なく。

三木議員、お願いいたします。

(三木議員) ありがとうございます。

地方からの提案につきまして、高橋部会長をはじめ、皆さんに大変御努力いただきまして、大変ありがとうございます。

資料を見せていただきまして感じましたのは、4ページにありますけれども、資料2-1の「実現・対応の割合」で、平成26年から徐々に「実現・対応の割合」が増えているというのは、この分権会議の成果ではないかと思われました。

それから、私が感じましたのは、具体的にはまだまだ課題があるのですけれども、それについて、地方自治体の方でも住民に密着した行政をしていますので、これからもこういう成果があるということをもう少し知ってもらう必要があるかなと思われました。

それから、大変御努力いただきまして、様々な点でやっていただいたわけでありすけれども、個別に申し上げますと、例えば令和2年の地方分権改革を目指している提案募集の成果等の主なものの「2 農林水産業・まちづくり」の関係で、76ページなのですが「不動産等の保有予定にかかわらず地縁団体の認可を可能とする見直し」につきまして、不動産を持っていなくても、高齢者の生活支援や地域の特産品を活用した経済活動等、幅広い地域活動を行うようになった地縁団体の認可が可能となるということでありまして、これは地方創生の時代にとって非常に重要なことでもありますので、大変ありがとうございます。私ども須坂市においても、こういう不動産を持っていなくても、地域の活性化をしたいというグループもありますので、そういう面では大変ありがたく思っております。

それから、多面的機能の支払いの交付金につきましても、書類の削減・簡素化、取扱いを明確にするということで、今回、資料4で挙げていただいておりますけれども、農村地帯に行きますと、多面的機能支払交付金の事務をする方がいらっしやいません。結

局、事務をするのは公務員を辞めたり、銀行を辞めたり、そういう組織にいた方が地域に戻ったときにこういう管理ができるのですが、一般的にJAの方の場合ですと、書類等を大量に扱うことに慣れていませんので、市の方で多面的交付金についてお話ししても、事務的な能力がないということで遠慮されてしまいますので、こういう形で簡素化をしていただいたというのは、これからの農村地帯の多面的交付金の様々な課題について対応するのに大変ありがたいことだと思っています。

そのほかにも幾つかあるのですけれども、大変御努力いただいたことに対しまして、事務局、それぞれの皆さんに重ねて感謝を申し上げます、私の発言とさせていただきます。

ありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございました。

御意見頂戴いたしまして、助かります。

平井議員、御発言を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

(平井議員) 本日も吉川政務官、また、神野先生、高橋先生をはじめ、数多くの皆様の様々な御尽力をいただきまして、いい方向性を出していただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

先ほども大臣がおっしゃっていましたが、今回も9割ということではありますが、正直93%ぐらいなのではないかと。かなり多くの割合で地方側の思いを遂げていただいているわけでありまして、心より感謝を申し上げたいと思います。

私からは、今のお話につきまして、若干コメントをさせていただくのと併せまして、ここまで小早川先生や勢一先生等にお世話になりまして「地方分権改革の推進に向けた研究会」という資料7の一連のものがございまして、こちらについても若干コメントをさせていただければと思います。

先に研究会のお話を申し上げますと、資料7-1にございますが、自治立法権をぜひ拡充すべきではないか。具体的には、後ほど申しますが「従うべき基準」の問題がございまして、こういうものを参酌基準化することも一つの考え方だと思っておりますし、義務付け・枠付けの緩和なども必要ではないかと思っております。

また、地方の負担となっています計画策定。今回大分提案を出させていただいたところですが、ある程度聞き入れていただいたところもありますが、要は様々な計画の義務付けがあり、これが事実上、地方分権を阻害しているのではないだろうか。もっと計画をまとめることなどがあってもいいと思っておりますし、地方の様々な状況に配慮していただく必要があるのではないかとということです。

次に、政策の決定プロセスについてであります。政策形成段階から国の政策決定プロセスに参加できるように、その後の資料7-4にもございますが、例えば「国と地方の協議の場」というものがございまして、これにもっと大胆に分科会を設置していただくなどできないだろうか。

現在、新型コロナで国・地方の協議は度々開かれる実情にはございます。ただ、こういうことを手がかりにしまして、新しい分権の時代をつくっていくべきではないかと考えております。

また、国・地方の協働型の行政運営とか、それぞれの代表者が実質的に議論を行う場が必要であるとか、地方税財政の充実などにつきまして、幅広い御議論を有識者の方々から賜りまして、このたび取りまとめたものが別添の資料7-2にございます研究会の報告であります。今、これをフォローアップしようとワーキングチームが動き出したところであります。

まず、こういう報告を前提としまして、今回の対応方針につきましては、基本的には評価すべきものがあると思います。特に93%以上の実現率ということでありまして、相当配慮いただいたのではないかとということでありまして、ぜひフォローアップをしていただき、実効性を上げていただきたいと思います。

そういう中で、今、三木市長からもいろいろとお話ございましたが、様々な点でお一層御検討いただければありがたいというものがございます。

一つは、先ほど申しました「従うべき基準」でございます。今回、病児保育とか、保育所の居室面積とか、小規模多機能の高齢者の施設とか、訪問看護とか、そうしたいろいろな点で一応御考慮いただいたところでありますが、次年度以降に結論を送られたり、内容もこの後のフォローアップが重要であるので、それを見てということがあろうかと思えます。手をつけた形にはなっておりますが、やはりこうしたことが様々な領域で行われているわけでありまして、「従うべき基準」の在り方をやはり議論する必要があるのではないかと。

今申し上げました重要な焦点につきましてもフォローアップが必要ではないかと考えますので、ぜひ地方にルールづくりを任せるような形でよろしくお願い申し上げたいと思えます。

このたびも、公衆衛生につきまして、かなり広範なところが国の方で立法化されました。多分、これから各県が今議会とか次の議会に提案をしていくのだと思いますが、例えば行商をされる方とか、あるいは焼肉屋さんとか、様々なそうしたところの衛生基準が法律でかなり定められたのです。ただ、それは参酌基準化されていまして、選択ができるようになっているところでございます。国の方の思いは分かるのですが、恐らく、こういう参酌基準をきちんと使っていくことによりまして、条例で制定するにしても、幅ができるようにするのが本当ではないかと思えます。今後とも、こうしたルールづくりについて、特に分権改革の中でも御議論いただければと思います。

また、計画策定につきまして、今回、計画の期間とか、あるいは一体的な策定が可能であるといった方針が示されている状況でございます。これは一応評価をさせていただきたいと思えますし、これによって縛られないという趣旨はあるのだろうと思えますが、そうであれば、あらゆる計画等について、政府側もこの考え方を敷衍していただく、全

体に波及させていただく必要があるのではないかと思います。

また、この計画策定が幅広く行われているわけでありますが、例えば議員立法ができますと、ほぼ確実にこういう計画づくりが入ってくるわけです。ただ、そういう手法が果たして本当に必要なかどうか。むしろ地方の方にそうしたやり方を委ねながら、効率のいい形で、例えば助成制度をつくるのであれば端的に助成制度をつくり、計画策定までは求めない等が必要ではないかと思います。

それから、新型コロナ対策につきましては、兵庫県の提案もございましたが、御検討いただけるということで、大変ありがたく存じます。

現在、国会が開会中でありまして、この国会で扱っていただけるのかということ、今の審議の状況ではなかなか難しいのかもしれませんが、現に新型コロナは昨日も1,400を超える新規発生数になっています。恐らく、今はうつりやすいウイルスの株が蔓延しているので、第3波になっていると考えられます。事は緊急を要します。ぜひ期限を示していただいて、しっかりとこの改革を行っていただければと思うわけであります。

「一尾根はしぐるる雲か富士の雪」という芭蕉の句がありまして、これは吉川政務官の御地元の方の東海道を詠まれた、富士を仰ぐ句として伝えられているところであります。今、厳しい寒空しぐるる季節を迎えるようになってきました。ぜひ早めに新型コロナ対策、あるいは子どもたちの喫緊の課題である「従うべき基準」など、早期にさらに結論を出していただけるように、皆様の御協力と御理解をお願い申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今後の課題等を視野に置きながら御発言を頂戴いたしました。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

では、勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

私は基本的にこの対応方針に異存はございません。その上で、若干コメント等をさせていただきます。

まずは、関係の皆様にお支えいただきましたことにお礼を申し上げます。

コロナ禍の厳しい中で、提案団体の皆様、対応いただいた関係府省の方々、そして事務局の皆様には本当に支えていただきました。無事に提案募集検討専門部会をここまで終えることができましたことに感謝申し上げます。

そうは言っても、コロナ禍の中での対応でしたので、なかなか十分に議論が詰められなかった部分が残っていると感じているところはございます。特に提案の内容を制度として組むに当たり、実際に現場がどのような状況にあるのかを調査する場面では、状況がかなわず、情報収集がなかなかうまくいかないとか、時間がかかるということが多々

あったように思います。

確かに、非常時の中で通常時の制度を考えるというのは難しいところもあると思いますけれども、一度制度ができますと、その制度として自立していきますので、このような状況の中でも、可能な限り、引き続き丁寧に議論をすべきところはしなければならぬのかなと感じています。

あと、地方におりますと、今回のコロナ禍は確かに厳しい状況がたくさんあって、課題が多かったわけですが、むしろこれをきっかけに、特に今、デジタル化が進んできたことによって、今までなかなか変わらなかった自治体の事務などを内部から少しずつ変えていこうというムーブメントが出ているところは、私は肯定的に見ているところではあります。

特に書面、対面、押印の見直しは、私の住んでいる福岡市は早くから進めていたらしいのですが、押印の廃止なども早々に行うことができたということです。ほかの団体も含めて、恐らく多くの自治体現場ではこういう手続はどのようなのだろうとか、もう少し見直したらいいのではないかと考えていた部分が多々あったことが最後に背中を押すことで動いたのではないかと考えています。

今回もたくさん提案をいただきまして、制度も変わる部分が多々ございます。こうした制度の改正がまた現場の背中を押すという形で地域の自治が進んでいけばありがたいと思っています。

あと、今回関わった点で、今後しっかり考えていかなければいけないと思った部分を2点ほど申し上げたいと思います。

今回の提案の案件を拝見して対応しておりまして、なお今後も課題であろうと思われるのは、専門人材の不足をどうやって越えるかということになるかと思っています。

一つの方向性は、デジタルなどの技術の活用をすることで越えられるところがあるのではないかと。もう一つは、地域の人材を幅広く活用していく。今回も民間獣医師の活用をする動きとか、郵便局を活用する動きなどもこういうことにつながってくると思います。その場合には、既に議論がありますが「従うべき基準」との関係で、地域がどのような工夫ができるかということをもう少し丁寧に考えていくことが今後の課題になるかと思っています。

もう一つは、自治の中で行っていく事務の在り方自体が変わってきていることが当然であろうかと思っています。

典型的なのはデジタル化のところでありまして、地方自治の現場では長い間、市民や地元の企業の人たちと共同でいろいろなことをやっていくネットワークや運営体制ができている部分もあります。そうした各地域のネットワークをうまく生かすことでより効率的な事務を地域でできないか。そのために、事務自体のやり方を現代的に見直していく。

今回の提案で典型的であったのは計画策定の在り方、経理事務の在り方で、これまで

よろしいと思って考えられてきた事務の在り方が本当に今も地域、現場に合っているのかという視点で幅広く見直すことは、今後もう少し進めていくことが必要なのではないかと感じた次第です。

私からは以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、オンラインで御参加の市川議員、いらっしゃいますか。

御発言いただければ幸いなのですが、よろしく願います。

(市川議員) ありがとうございます。

まず、今回の専門部会の皆さんの御尽力に、私も本当に感謝したいと思います。非常に高い対応率になりましたし、なおかつ対応の内容についても、法律改正とか通知とか、明確に方向性が出ているという意味では非常に高い成果であったと思います。

ただ、資料5にある分も含めてですけれども、タイムスケジュールでまだ結論が出ていないものについては、きっちりとタイムスケジュールに応じた議論を重ねていただきたいと考えています。

それから、コロナの中で、例えば結論に時間がかかるものということで、73ページの4にあるような措置で、要は少し時間がかかるから、当面の措置としてこういう対応をしますよというアイデアも出てきております。やはり時間のかかるものについては、何らかの措置もぜひ議論していただけたらと思います。

あと、79ページの2番の項目にあるように、マイナンバー制度の意義が深まって、利用の拡大につながる例も出てきております。今後、マイナンバー制度の拡充に向けて、マイナンバー制度がそれぞれの課題に対してどのように使えるかという視点もあるかと思えます。

あと、平井議員から頂きました研究会の報告書も読ませていただきまして、非常に素晴らしいと思っています。今、このコロナ禍にあって、国がすべきこと、地方自治体がすべきことをもう一度議論して、それぞれが本来の力を注ぐべきことをしっかりと実施できるようにしていくべきだと思います。その中で御提案にありますように、国と地方の協議の場は、地方六団体の皆さんの要望を国が聞いて、方針として落とし込むという意味の議論の場としては非常に良いと思うのですが、実態は、今回の提案募集方式にありますように、実施段階でどうするかという問題がたくさんあると思いますので、ぜひ御提案のように分科会のような形で、テーマ別に実務レベルで議論ができる場があればいいなと私も感じました。

そのときには、できたら、今回の専門部会の先生方のような有識者の方も参加されて議論していただければ、議論としても深まるのではないかと考えております。

以上が、今回の資料を読ませていただいた感想でございました。

あと、もう一つ、これは発言していいのかどうか分かりませんが、須坂市長三木議員より議員限りでいただきました提案事項の内容も読ませていただいたのですが、

厚生労働省とのやり取りを見ていると、私が気になるのは保育の質です。

保育の質について非常に重要な議論として出てきているのですが、待機児童そのものがより劣悪な環境下と言えるのではないかと。子供たちが本来受けるべき質というものに対して、もう少し地元の住民の方の意見を聞いて「参酌すべき基準」の考えを厚生労働省に持っていただきたいと私は感じております。

特に先ほど平井議員の資料の方にありましたけれども、一つの進め方として「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変えるときに、住民との話し合いに基づいた結論としての条例化といいますか、地域ごとに合った形で「参酌すべき基準」で対応しますという形で、住民の方も見えるようにすれば、もっと「参酌すべき基準」の利用が増えるのではないかと感じております。

以上です。

(神野座長) 三木議員、何かコメントがあれば頂戴してもよろしいですか。

(三木議員) 大変貴重な御意見をありがとうございます。

私は今市長をやっている、2つの観点で仕事をしています。一つは、本当に困っている人を何とかしてあげないといけない。もう一つは、子供だとか、経済も含めてなのですけども、将来に対する投資です。

その点から言いますと、保育所について、ぜひ参酌すべき事項にしていきたいと思っております。今、御提案があったように、できれば須坂市の保護者の皆さんの意見を聞いていただいて、待機児童になるのがいいのか、少々保育の面積が狭くても、そこで保育をしてもらった方がいいのか、そして、実はここにも詳しく書いてございますように、私どもは自然保育をやっているのです。部屋の中で子供を育てるよりも、半分以上は外にいます。そのようなことを含めて、実態を知っていただきたいと私は思います。子供時代に山に行ったり、川に行ったりすることが大事だと私は思っているのです。

今回の菅首相の所信表明演説で待機児童の解消と女性の就業率の向上というのがありました。私は昨日自営業の人と話したのです。御夫婦二人でレストランをやっているのですけれども、1人は子育てをしているものですから、店に出られないと言うのです。旦那さんが一人で仕事をやっているのです。そうすると、収入が極端に減ってしまうという状況がありますので、そういう面からは待機児童はできるだけ少なくする。そして、子供、保護者にとっては、たった1年や2年が自分の人生なのです。その人生を待機児童のために代えてもいいかというのを切実な問題として捉えてもらいたいと私は思います。本当にいい御意見をありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、私は、消費者サイドに立った、また、住民サイドに立った行政が私どもがやっていかなければいけない行政ではないかと思っております。

ありがとうございます。

(市川議員) ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

引き続き、後藤議員、何かございましたら、御発言を頂戴したいと思います。

(後藤議員) ありがとうございます。

今回、新型コロナ禍にあって、いろいろな社会の変化のスピードがとて速くなっていると思っております。先ほど勢一先生がおっしゃったデジタル化もそうだと思います。

一方で、災いは社会的弱者に襲いかかるものでありまして、社会の変化のスピードを速めるということと、弱者に襲いかかるということを念頭に置いて、このコロナ対策を進めていかなければいけないと思っております。

そうした背景の下、いつもお話ししているとおりでございますが、今回も提案募集検討専門部会の皆さんに御尽力いただきまして、93.5%という実現・対応割合をお示しいただいて、大変ありがたいことだと思っております。対応方針に対しても全く異存はございません。

そして、9割を超えたということで、私自身、分権という言葉の主語を見直す時期に来ているのかなとも思っております。すなわち、事務・権限の移譲という「分け与える」権限ではなくて、神野先生がいつもおっしゃっている「分かち合う」という方の意味からの分権も考えていくタイミングなのではないかと思っております。

すなわち、例えば提案団体同士のコミュニティーのようなものが、この権限をどのように分かち合っていくのかということが議論できるような場が必要になってくるのではないかと思っていたところに、この後御紹介されると思うのですが、資料7-3によれば、都道府県の担当課長のワーキングチームができると記されている。これは分権の主語が変わり始めていることを実感するものであります。その意味で、私はこのワーキングチームに対して非常に期待をしているところであります。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

今後説明するという資料7-3について、勢一議員から別に御発言いただかなくてもいいですか。

分かりました。

では、坂口議員、御発言があれば頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

(坂口議員) お願いいたします。

全国町村会の徳島県的那賀町長の坂口でございます。よろしく申し上げます。

前回の会議から本日までの間に菅内閣が発足し、デジタル化のさらなる推進など一つの節目にあります。これまでに引き続き、地方分権の推進に資する議論を深めていくことができればと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に、提案募集方式の成果についてですが、本年の地方からの提案につきましては、手続のデジタル化や、乳がんの集団検診といった医療、福祉、子育てをはじめ、様々な分野で見直しを進めていただきました。特に先ほど三木議員のお話もございましたが、幼保の関連、また、農林水産業の農地利用最適化推進委員の定数に関する基準等の見直

し等も含め、町村におきましては、それぞれの環境あるいは条件が異なります。

そういった中で、事務の効率化はもとより、支障の解消に結びつくものもまだまだたくさんございます。そういったことも含めて、関係省庁と精力的に御議論いただきました提案募集検討専門部会の先生方に今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、対応方針案につきましては、御説明にありましたとおり、諸般の手続を進めていただくとともに、制度や事務手続が変わるものに関しては、事務負担が増加しないよう町村に対して丁寧に説明いただくよう各省庁への働きかけをお願い申し上げます。

次に、計画策定等に関する条項の整理についてですが、今年度においても新規の計画が増えている状況にあり、関係省庁を巻き込んで整理作業をしていただくだけでも一定の抑止力になるものと思っております。

何より、一過性のものとならないよう、継続して行うことが重要と考えますので、事務局の皆様には引き続きよろしく願いいたしまして、発言とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

谷口議員、御発言があれば頂戴しますが、よろしく願いします。

(谷口議員) 分かりました。よろしく願いいたします。

今年も本当に大変なお取組、毎年の御検討や折衝だと思っておりますけれども、本当に関係者の皆様方に感謝したいと思います。

今年も対応率が高いということでしたが、先生方が御指摘のように、今年は大きな変化があったかと思えます。一つは、先般から御指摘のコロナ禍、そして、政治の新しいリーダーシップが登場したことで、新しい政策課題が加わったと考えられます。

住民ニーズが多様化し、増えていく。これに自治体が対応されようとして、国との関係の中で板挟みになるという状況の中で、いろいろな提案があったかと思えます。

とはいえ、こうした行政リソースが減っていくという状況、そしてニーズは増えていくという状況は、厳しさを増すということを考えれば、今後とも提案募集等といったチャンネルを通じて、様々な工夫、効率化といったことを進めていくということ、皆さんで協力していただくほかはないと考えております。

様々な人に対するサービスは、なかなかデジタル技術やAIだけに頼るわけにはいかないかもしれませんが、実際にいろいろな自治体において、例えば保育園や高齢者施設で利用者を見守るためのAIが駆使されていたり、様々な資産の査定、あるいは鳥獣被害とか空き家といった問題をGPS等の画像処理等を用いて把握されているという事例が自治体の中からどんどん出ているという状況にあります。こうした技術と今のリソースをどう組み合わせで対策していくか、自治体と国と一緒にトライアルするという方向性が今後ともどんどん強まればよいと期待しております。

さらに、新しい政治のリーダーシップの中で、地方分権といいましょうか、地方にま

た新たな形でスポットが当たるのではないかという予測も湧き上がっております。御存じのとおり、1990年代や2000年代初盤の地方分権改革のロジックがあったわけですが、現在のロジックでは持続可能な地方行政やサービスの在り方、厳しくなっていく局面の中でどうやって工夫していくかということが求められておりますので、今後、さらにこれが再注目されて、盛り上がっていくのではないかという予想もしております。

最後に、提案募集の検討の入り口のところでは、現在の規制や条件があるのでうまくいかないという支障事例を挙げていただいて、それが一つの変革の原動力になっていくというところがありますが、ぜひ今後はこの積み重ねの中で、支障事例の逆で成功事例といえますか、この提案募集の結果として、こういったことがよくなったという具体的な事例等といったことも情報としてまとめていただきますと、またこういう活動の推進の一つの力になるのではないかと感じました。

以上です。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、大橋構成員、御発言があれば頂戴します。

(大橋構成員) それでは、私から提案募集の活動に参加しました感想を1点申し上げたいと思います。

今年参加いたしました感想で、新型コロナウイルスの関係があったのですけれども、地方から大変精力的に提案いただきまして、また、事務局も大変熱心にやっていただきましたおかげで、このように成果を上げることができたことを大変うれしく思っております。

93.5%という非常に高い実施の数字が出たのですが、参加していて、その先にあるものについても感じる場所があります。特に今年は初めて計画行政を取り上げていただきまして、こういう問題があるという新しい問題発見ができたということは非常に重要な点で、地方自治の非常に重要な側面の一つとして、問題発見とかイノベーションということがあると思いますので、計画に関して問題を発掘できたということは非常に良かったと思っております。

国からの回答は計画を一体作成するとか、大綱とかを示す前に、国の方から時期を考えてもらうという形で、全体として運用改善によって、今起こっている計画の問題を克服していこうという点について、道筋がつけられたというのは今年の成果だと思います。

ですけれども、他方で、新しい問題が発見されたことに伴って、見えてきた課題もあるように思います。

1つは、法令上で見ますと、計画の数が非常に増えた、規律密度が上がった、重複が非常に頻繁に起きている、それによって地方の自由な裁量が狭められているという点の問題は顕在化したのですけれども、他方でこういう計画が様々な補助金の補助条件とかになっているという形で、計画作成がいろいろな観点から誘導されているという側面が明らかになったように思います。その点の新しい問題としては、本当に補助条件として、

計画の策定までを求めることが必要なのか、それとも一定の事項をやるということが確認できればそれで十分ではないかというところで、国の要求が若干オーバースペックになっているようなことが非常に気になります。

2つ目は、今、私は補助金と申しましたけれども、現在の行政が使う誘導手段は非常に多様化しておりまして、補助金の場合、税制利用の場合、融資等の金融上の措置の場合、ないしは様々な情報提供という形での利便を図るということもあれば、規制緩和と絡むものといった様々なものが計画に結びついている。こうした点については、ぜひ地方の方から声を上げていただいて、新しい問題を発見していただければと思います。

最後に、計画が増えてきたことの根本的な原因の一つは、議員立法の中でこういう計画条項が重視されているという問題がありまして、私どもの方で悩みがあるのは、議員の先生方の行う立法活動について、この提案募集の委員会で何か物を言うことは本当にいいことなのかどうかという悩みはあるのです。他方で、そういう立法措置を取ると、現場の行政に固有の様々な問題を生ずるということの一つの事実として認識していただいて、それを前提にいろいろな立法作業をお願いするということはあるのかなと思いますので、議員立法の場合についても地方の執行面について一定の配慮をいただくようなルールなり、周知が何かできないかという点について、いろいろと考えたりしております。

以上、今年感じた課題と悩みについて報告させていただきました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

部会長、今までの議論の中で何かコメントはありますか。よろしいですか。

(高橋部会長) 特にございません。

(神野座長) それでは、議員の皆様及び構成員の皆様方から、今回の対応方針案について一当たり御意見を頂戴いたしたわけですが、伺っていて、今回の対応方針案については、極めて高い実現率を到達することができたということを含めて高く評価していただいて、特に異論なく皆様方に御賛同いただいたと認識しております。

ただ、様々なコメントや、将来に向かっての課題等も御指摘いただいておりますので、そうした点を受け止めながら、一応この会議でもって、この対応方針につきましては御了承いただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、若干文章等の修正があるかもしれませんが、細かな修正につきましては、私に御一任いただいて、御了承いただいたということにさせていただければと思います。ありがとうございました。

したがいまして、政府におかれましては、今日出ました様々な御議論、あるいは議論を踏まえながら、政府の対応方針の決定に向けて、各省庁との最終調整に一層の御努力を頂戴したいと思います。

それでは、2番目の議題に移りたいと思いますが「計画の策定等に関する条項の整理について」、まず、資料6等について、事務局から御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

(宮地室長) 恐れ入ります。分権室長の宮地でございます。

資料6、通し番号で118ページをお願いしたいと思います。「計画の策定等に関する条項の整理について」でございます。

この6月の有識者会議におきまして、今後、計画の策定等に関する条項、それから「従うべき基準」等に関する条項の整理を進めてまいりたいと御説明させていただきました。現時点では、まず、計画の策定等に関する条項の整理の作業を進めているところでありまして、今後の整理内容について御意見を賜れればと思っております。

まず「整理する内容」でございますけれども、計画等の策定、内容、手続に関する条項について整理していきたいと考えております。

※(コメ)の1にありますように、地方公共団体またはその機関による計画、方針、指針、構想等に関する条項を対象にしたいと考えております。

また、※(コメ)の2にありますように、計画等の策定等の義務を課す規定のみならず、今回の整理では、努力義務を課す規定や、任意の取組を促す規定いわゆる「できる」規定に関しましても対象として整理していきたいと思っております。この点が地方分権改革推進委員会における議論の対象とした部分と違う点でございます。義務規定のみならず、努力義務規定、「できる」規定も対象にするところが大きな違いとなっております。

今後、各府省の協力を得まして、以下の情報について整理をしていきたいと思っております。

次のページの別紙を見ながらお聞きいただければと思いますが、計画等の名称、それから策定主体。これは都道府県であるか、市区町村であるか、さらには共同策定に係る規定の有無についても確認、整理をしたいと思っております。

それから、規定の類型としまして、策定の規定、内容の規定、手続の規定の3つに分けた上で、それぞれ義務なのか、努力義務なのか、「できる」規定なのかという整理をしていきたい。

それから、先ほど来、財政支援等の関係でもお話がありましたけれども、法定上の関連する財政支援、あるいは法定以外の関連する財政支援等についても整理をしていきたいと思っております。

ここで申し上げます関連する財政支援等は、計画等の策定が補助金などの交付の要件とされているといったものを中心に整理をさせていただければと思っております。

それから、118ページ、資料の1枚目の方の3つ目の四角でございますけれども、計画等の策定に関する条項につきましては、当該条項の制定年や改正の履歴なども把握し

まして、地方分権改革推進委員会の勧告の基礎となった時点、具体的には平成19年12月ということでもありますけれども、それ以降の条項数の推移などについても整理したいと考えているところでございます。

なお、現在は、当地方分権改革推進室内で条項の整理作業を行っておりますけれども、準用規定も含みますが、計画等の策定に関する条項は、現時点の合計では511となっております。策定義務に関する規定が213、努力義務が84、「できる」規定が214ということになっておりますけれども、現時点におきましては、下の※（コメ）に書いてありますように、該当すると考えられる規定を幅広く抽出をしているところでございます。今後、各府省による確認作業などを踏まえまして、精査を行っていきたいと考えております。

「今後の進め方」につきましては、これから各府省に照会・確認依頼をした上で、今後の有識者会議におきまして、整理結果について御報告した上で、今後の対応について御検討いただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

（神野座長） どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明を頂戴いたしました計画の策定等に関する条項の整理につきまして、御質問や御意見があれば頂戴しておきたいと思えます。

いかがでございましょうか。

三木議員、どうぞ。

（三木議員） ありがとうございます。

先ほど平井知事からも説明がございましたように、地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直しは私ども市にとっても職員の負担、また、様々な面での負担が大変ありますので、こういう形で進めていただくのは大変ありがたく思っております。ぜひお願いしたいと思います。

それから、そもそも何のために計画をつくるかという目的が分からないものですから、その辺についてもなぜその計画を策定しなければいけないのかというのも併せて調査してもらえれば大変ありがたいと思えます。

以上です。

（神野座長） ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

平井議員、何かございましたら。

（平井議員） ありがとうございます。

今、三木市長からもお話がございましたけれども、また、先生方もございましたが、今、この計画は非常にどんどん増えてきているところであります。これを補助金なら補助金を交付すると端的にしてもらったらいいですし、あるいはこういうところで不都合があるので、規制を置くというのであれば、規制を置いてもらったらいいわけです。

計画というのが、本来は何かの目的を達するための手段であったのだと思うのですが、結局、様々な立法措置を講じるときの一つのひな形で、こういう計画をつくるのが当たり前のように行われてきているのが今の法令実務なのではないかと思うのです。ですから、この辺については、ぜひこの分権の会議の方でも問題意識を提起していただいて、今、河野大臣も行政改革を進めようとやっておられるようでありますので、そういう意味でもこうした問題もあるという問題提起に私どもも賛成したいと思います。ぜひ会議を挙げて点検をしていただければと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

坂口議員も何かございましたら御発言を頂戴したいと思います。

よろしいですか。

(坂口議員) 議題2のものについては特にございません。

(神野座長) 分かりました。

ほかの議員の皆様方、あるいは大橋構成員を含めて。

市川議員、お願いできますか。

(市川議員) 市川です。

具体的にどういう計画、方針、指針、構想に関して条項があるのか、実態をぜひ見せていただきたいと思います。形式的にやっているものと、本当に実質的に必要なものとの区別をしっかりと議論すべきだと思いますので、ぜひ調査のほどよろしく願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

部会長、いいですか。

勢一議員、何かあればコメントをいただけますか。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

計画策定の条項を全般的に整理していただけるというのは非常にありがたいことですし、むしろ整理をした上で、現状を考えるとということになるのだと思います。

一点、もし可能であればお願いしたいと思いますのは、調査の過程において、自治体の策定状況が併せて拾えるようでしたら、加えていただけると、その後の検討、議論がやりやすいのかなと思います。恐らく、条項の整理ですので、もともとの予定としてはあくまでも法律ベースのところを拾うということで、実態については後ほどということなのだと思いますが、もし調査を進めるときに並行して可能であればというお願いになります。

趣旨は、義務、努力義務、「できる」の中で、自治体側がどの程度対応できているのかということですので。義務規定、努力義務規定であっても、罰則がついているということはほとんどないと思いますので、できていない部分、手が届いていない部分も相当量あるのかなと推測をします。もし可能であればということですので。

(神野座長) ありがとうございます。

有意義な御指摘をいただきまして、感謝申し上げます。

どうぞ。

(高橋部会長) 計画については、事務局において実態を調査していただいて、具体的にどういう形で作業できるかどうか、相談もさせて頂きたいと思います。

今回、重点テーマとして、補助金とデジタル化の作業を進めてきました。計画の話も横串を通すというか、個別の提案を受けてしっかり支障を解消するというのが我々の本分だと思えますが、それと併せて何かテーマを決めて、横串を通していく作業の必要性もこの7年間の経験の中で浮かび上がってきた課題ではないかと思っています。

今回の計画の話のみならず、これからどういう方向で横串を通していくのかという点についてもぜひ事務局の方で、新しい作業の種といいますか、全体の作業が持続可能であるように横串を通していく方向性をお考えいただければありがたいと思います。

この点、正規な関与ではなくて、計画等に絡めてからじわじわと分権にたがをはめていくようなことも出てきているのではないかと思います。そのような問題意識においてぜひいろいろと作業の種を探していただければありがたいと思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかに議員の方から御発言はございませんか。

事務局の方からどうぞ。

(宮地室長) 今、計画の策定に関しまして、御意見をいただきました。

まず、自治体の策定状況につきましては、努力義務、あるいは「できる」規定であっても、多くの計画については関係府省の方で実情を把握されていると思いますが、そういう実情を把握されているデータ等があれば、条項の照会と併せて、いただくようにしたいと考えております。

それから、横串を通した検討ということで、まずは条項の整理をした上で、重点募集テーマにすることなども含めまして、今後また検討し、御相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、議員及び構成員の皆様方からほかに御発言がないようでしたら。

どうぞ。

(市川議員) 市川です。

今の実態調査の中で、デジタル化が今回の非常に大きなテーマになっていますので、計画における整理・調査の中で、デジタル化がどれだけ進んでいるか、どのように関連しているのかというのが分かればありがたいと思います。

(神野座長) 事務局から何かコメントはありますか。

(宮地室長) 全てについて同じ切り口でというのは、なかなか難しいと思っておりますので、まず、それぞれの計画の中身を整理した上で考えさせていただければと思います。

(神野座長) そのように御配慮させていただきます。

ほかはいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、2番目の議題につきましても、大変有意義な御指摘等をいただきました。

本日の議論を考慮しながら、次回の地方分権改革有識者会議では、事務局において整理していただいた内容を基に議論をしていただくことを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

私どもの準備いたしました議題は以上の2つなのですが、特に御発言はございませんでしょうか。

特段なければ、これにて会議を閉めたいと思っておりますので、最後に、お忙しい中、吉川政務官に御臨席いただいておりますので、吉川政務官から御挨拶を頂戴できればと思います。よろしくをお願いいたします。

(吉川内閣府大臣政務官) 皆さん、お疲れさまでございます。担当の内閣府大臣政務官の吉川赳でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、皆様方に提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力、慎重審議をいただきました。令和2年の地方からの提案等に関する方針案についても御了承いただき、感謝を申し上げます。

皆様のおかげさまにおきまして、今般の事案、そして過去のものを改めて確認しても、地方の現場で困っている支障を解決してほしいという切実な提案であります。中央省庁だけでは目の届かない部分に関して、本当に国民生活の利便性の向上や充実に資するための御提案をいただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

政府としては、本日の議論も踏まえ、年内に対応方針について地方分権推進本部決定及び閣議決定を行うべく、関係府省と最終的な調整を進めてまいります。本日御参加いただきました各議員、構成員におかれましては、引き続き地方分権改革の推進に向けて御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、本日の合同会議はこれにて閉会させていただきたいと思っております。

最後まで生産的な御議論を熱心にいただきましたことを深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

(以上)